

## 第4章 離島の現況（資料編）

### 第1節 離島の現状

#### 1 人口

##### （1）人口の推移

本県の離島振興法指定離島の人口は昭和30年の452,619人がピークであり、長崎県の人口の約26%を占め、4分の1を超えていた。現在、架橋等により指定解除された離島を除くと、法指定離島の人口の推移は下表のとおりである。

昭和35年の人口は327,596人であり、長崎県の人口の約19%を占めていたが、その後の60年間で約65%にあたる214,540人が減少し、令和2年には113,056人と長崎県の人口に占める割合も約9%と下がっている。この間、長崎県の人口は448,104人減少しており、このうち約48%が離島の減少数となっている。

離島の人口の社会増減は、平成28年に1,051人であったが、令和2年には543人まで改善され、特に令和元年以降は人口の社会増を達成する市町もあり、有人国境離島法に基づく雇用機会の拡充や、移住促進等に係る施策の効果も現れ始めている。

しかし、依然として、基幹産業である第一次産業の低迷、雇用の場の不足による若年層を中心とした人口流出が続いている。

##### 人口の推移

（単位：人）

地域	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年
対馬島	69,556	58,672	50,810	46,064	41,230	34,407	28,502
壱岐島	50,497	42,983	41,035	37,308	33,538	29,377	24,948
平戸諸島	33,937	23,520	17,787	14,752	12,156	8,694	6,543
五島列島	144,016	115,411	99,087	86,266	76,092	62,696	51,894
壱浦大島	2,302	1,525	999	722	578	413	243
松島	6,350	8,519	7,789	5,524	3,588	898	602
高島	20,938	17,415	6,596	1,256	900	498	324
<b>離島計</b>	<b>327,596</b>	<b>268,045</b>	<b>224,103</b>	<b>191,892</b>	<b>168,082</b>	<b>136,983</b>	<b>113,056</b>
本土人口	1,432,825	1,302,200	1,366,461	1,371,067	1,348,441	1,289,796	1,199,261
長崎県計	1,760,421	1,570,245	1,590,564	1,562,959	1,516,523	1,426,779	1,312,317
<b>離島人口割合</b>	<b>18.6%</b>	<b>17.1%</b>	<b>14.1%</b>	<b>12.3%</b>	<b>11.1%</b>	<b>9.6%</b>	<b>8.6%</b>

離島統計年報、国勢調査

令和4年4月1日現在の離島振興対策実施地域について集計

人口の社会増減の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
対馬市	416	210	154	360	383	352
壱岐市	233	111	124	80	173	176
五島市	221	135	166	33	69	224
新上五島町	184	166	155	211	69	153
小値賀町	3	18	16	24	13	4
計	1,051	640	615	642	543	901

長崎県異動人口調査

(2) 年齢別人口及び産業別就業人口

平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間に於ける年齢階層別人口の推移は、下表のとおりである。高校卒業者の約 9 割は進学及び就職等のため島外へ流出しており、今後も、少子化・高齢化が一層進むものと見込まれる。また、これに呼応して就職者総数も減少しており、産業別就業人口で見ると、離島の基幹産業である第一次産業のほか、近年の公共事業の縮減から建設業における減少が著しい。

離島の年齢構成の推移

(単位：人、%)

年齢構成	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
15 歳未満	27,477	16.3	21,872	14.4	17,441	12.7	14,753	11.9	12,281	10.9
15～64 歳	97,174	57.8	84,965	55.8	74,594	54.5	63,969	51.4	54,457	48.2
65 歳以上	43,425	25.8	45,463	29.8	44,918	32.8	45,562	36.6	46,046	40.7
不明	6	0.0	20	0.0	30	0.0	178	0.1	272	0.2
合計	168,082	100.0	152,320	100.0	136,983	100.0	124,462	100.0	113,056	100.0

離島統計年報、国勢調査

令和 4 年 4 月 1 日現在の離島振興対策実施地域について集計

高校生の島外への就職・進学状況(令和 4 年 3 月現在)

(単位：人、%)

	卒業者数	島外 転出者数	転出率	島外転出の内訳			
				就職		進学	
対馬島	186	139	75%	26	19%	113	81%
壱岐島	216	187	87%	26	14%	161	86%
平戸諸島	14	14	100%	2	14%	12	86%
五島列島	369	329	89%	39	12%	290	88%
合計	785	669	85%	93	14%	576	86%

県高校教育課調べ

就職進学者は「進学」に含む。未内定、海外への進学等は就職にも進学にも含まれていない。

## 産業別就業人口

(単位：人、%)

	産業別就業人口					増減率
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	H22 ~ R2
第一次産業	16,931	14,454	11,687	10,287	8,541	26.9
農林業	6,144	6,233	5,019	4,620	3,827	23.7
漁業	10,787	8,221	6,668	5,667	4,714	29.3
第二次産業	15,547	10,900	8,200	7,710	7,059	13.9
建設業	10,412	7,784	5,515	5,179	4,749	13.9
第三次産業	42,992	42,339	39,055	37,875	35,719	8.5
分類不能	29	68	375	341	740	97.3
計	75,499	67,761	59,317	56,213	52,059	12.2

離島統計年報、国勢調査

令和 4 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定地域について集計

## 2 交通、情報・通信

## (1) 航路・空路

旅客数は、航路、航空路とも人口の減少と相俟って減少が続いている。運賃については、平成 29 年 4 月 1 日に施行された特定有人国境離島法に基づく、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用するうえ、事業者、地元自治体と連携し、離島住民の運賃低廉化に取り組んでいる。令和 2 年度、令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、運賃低廉化の取組により、旅客数の減少ペースを抑えることに寄与している。

しかし、航路運賃においては、燃料油価格変動調整金は低廉化の対象外であることから、調整金を導入している航路では、昨今の燃油高騰の影響で、島民負担は大きくなっている。また、特定有人国境離島法に含まれない離島の補助航路においては、「離島住民運賃割引制度」により、運賃割引の支援を行っている。

## 離島航路・航空路輸送実績

(単位：千人)

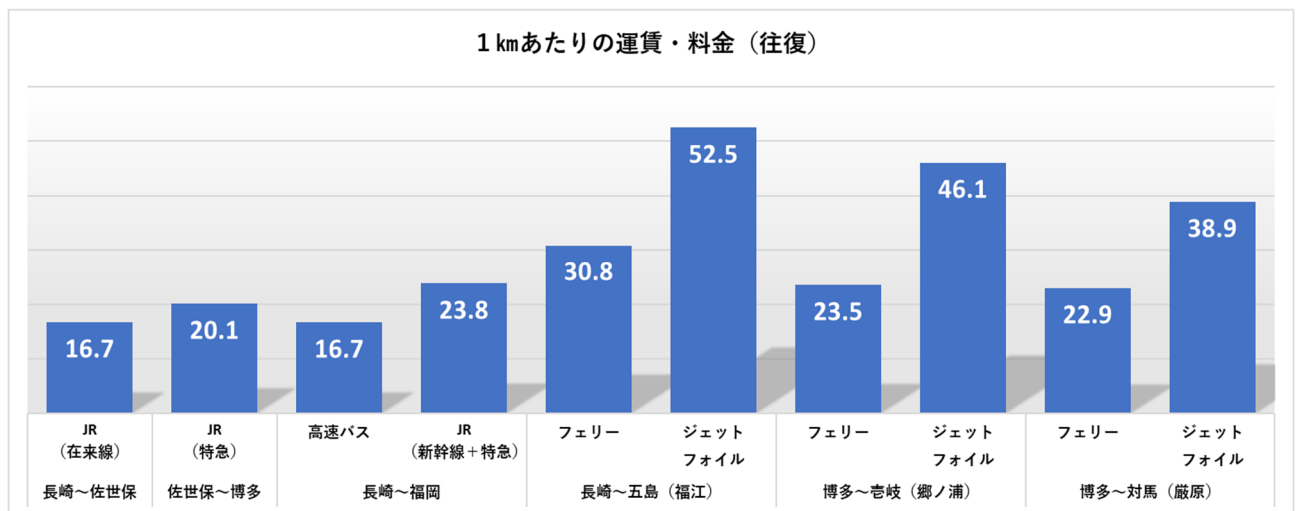
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
航路	3,433	3,569	3,535	3,474	2,253	2,367
航空路	391	420	436	448	249	292
旅客数計	3,824	3,989	3,971	3,922	2,502	2,659

県交通政策課調べ

航路は離島振興法指定地域の島を寄港地に含む航路の輸送実績計

離島航路国境離島島民運賃とJR運賃等との比較（令和5年1月現在）

	長崎～佐世保	佐世保～博多	福岡～長崎		長崎～五島（福江）		博多～壱岐（郷ノ浦）		博多～対馬（厳原）	
	JR（在来線）	JR（特急）	高速バス	JR（新幹線+特急）	フェリー	ジェットフォイル	フェリー	ジェットフォイル	フェリー	ジェットフォイル
1 kmあたりの運賃	16.7	20.1	16.7	23.8	30.8	52.5	23.5	46.1	22.9	38.9
運賃（円）（往復）	2,720	4,700	5,400	7,200	5,950	10,310	3,290	6,450	6,330	10,730
距離（km）（往復）	163	234	324	303	193	196.4	140	140	276	276



県交通政策課調べ

高速バス、ジェットフォイルは往復割引利用、JR（佐世保～博多、長崎～佐世保）は2枚切符利用、JR（博多～長崎）はかもめネット早得3（往復）切符利用  
 フェリー、ジェットフォイルは燃料油価格変動調整金を含む。  
 博多～壱岐～対馬航路は、壱岐市・対馬市による調整金島民負担軽減事業を反映

（2）地方バス

路線バスは住民にとって必要不可欠でありながら、過疎化の進行、マイカーの増加等による輸送人員の減少、さらに令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が激減し、路線バス事業の経営は大変厳しいものとなっている。バス路線の維持・確保のために、国、県及び市町は連携し、路線バスの運行に係る欠損補助を行っているが、特に市町において財政負担が年々大きいものとなっている。

乗合バス輸送人員

（単位：千人）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
福江島	五島自動車(株)	387	346	350	351	301	291
中通島	西肥自動車(株)	400	390	357	343	299	282
壱岐島	壱岐交通(株)	311	293	279	246	175	198
対馬島	対馬交通(株)	419	442	432	367	312	303
高島	(有)富川運送	41	39	38	33	23	23
計		1,558	1,510	1,456	1,340	1,110	1,097

### (3) デジタル基盤

光ファイバや 5G などのデジタル基盤の整備は、条件不利の克服や地域のニーズに応じたデジタル化や DX の推進のために必要不可欠であり、採算性の関係から民間通信事業者による整備が行われない地区については、地元自治体によるケーブルテレビを活用した整備や費用を自治体が負担する民設民営（負担方式）による整備が進められてきた。ブロードバンドが島内全域に整備されている島が 90% となっているが、残り 10%（非開示含む）の島で未整備地域が残っている状況である。

#### 離島におけるブロードバンドの整備状況（令和 4 年 12 月時点）

	整備状況（%）	島数
島内全域で整備	90%	46 島
島の一部地域で整備	6%	3 島
未整備等	4%	2 島
合計	100%	51 島

県デジタル戦略課調べ

令和 4 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定地域について集計

光ファイバ、ADSL、ケーブルインターネット、無線のいずれかの方法におけるブロードバンド整備状況

## 3 産業

### (1) 農林業

農林業は離島の基幹産業であるが、離島地域では高齢化や担い手不足などに伴い農業経営体の減少が進んでおり、中山間地域等を中心に経営耕地面積も減少していることから、今後、産地の縮小が懸念される。

#### 経営耕地のある農業経営体の推移

（単位：経営体）

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R2-H22	R2 / H22
対馬地域	658	542	377	281	57.3%
壱岐地域	1,853	1,534	1,179	674	63.6%
五島地域	1,538	1,221	1,041	497	67.7%
離島計	4,049	3,297	2,597	1,452	64.1%
県全体	25,603	21,629	17,697	7,906	69.1%

農林業センサス

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計

経営耕地面積の推移

(単位：ha)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R2-H22	R2 / H22
対馬地域	560	511	398	162	71.1%
壱岐地域	2,605	2,425	2,051	554	78.7%
五島地域	3,641	3,494	3,357	284	92.2%
離 島 計	6,806	6,430	5,806	1,000	85.3%
県 全 体	33,621	23,336	27,145	6,476	80.7%

農林業センサス

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計

一経営体あたりの経営耕地面積

(単位：ha)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	R2-H22	R2 / H22
対馬地域	0.85	0.94	1.06	0.21	124.7%
壱岐地域	1.41	1.58	1.74	0.33	123.4%
五島地域	2.37	2.86	3.22	0.85	135.9%
離 島 計	1.68	1.95	2.24	0.56	133.3%
県 全 体	1.31	1.42	1.53	0.22	116.8%

農林業センサス

一部離島市を除く対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町について集計

(2) 水産業

水産業は、造船、流通及び加工業等の幅広い関連産業を支え、地域の経済・社会の維持に大きな役割を担う重要な基幹産業である。また、離島においては、本県漁業就業者の約4割、海面漁業・海面養殖業生産量の約3割を占めるなど、本県水産業にとって重要な役割を果たしているが、水産資源の変動、漁業就業者の減少、繰り返す新型コロナウイルス感染拡大、燃油や資材価格の高騰など、自然や社会の環境変化の影響を受け、難しい課題を抱えている。

漁業就業者数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 30 年	増減率
対馬小海区	3,158	2,285	27.6%
壱岐小海区	1,517	901	40.6%
五島小海区	2,967	1,845	37.8%
小 計	7,642	5,031	34.2%
県 計	17,466	11,762	32.7%

農林水産省「漁業センサス」

対馬小海区：対馬市、壱岐小海区：壱岐市、五島小海区：五島市、新上五島町

## 海面漁業・海面養殖業生産量の推移

(単位：トン)

	平成 20 年	平成 30 年	増減率
対馬小海区	22,237	14,069	36.7%
壱岐小海区	8,560	4,000	53.3%
五島小海区	79,497	73,062	8.1%
小計	110,294	91,131	17.4%
県計	325,407	314,343	3.4%

農林水産省「海面漁業生産統計調査」

対馬小海区：対馬市、壱岐小海区：壱岐市、五島小海区：五島市、新上五島町

## (3) 観光・地域間交流

本県の主な離島の観光については、平成 30 年に登録された世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産や、平成 27 年（令和 3 年に認定更新）に認定された日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」の構成資産、また、豊かな自然等の観光資源を活かして観光振興に取り組んできたものの、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け観光客数は大幅に減少している。

地域間交流については、豊かな自然、食、歴史、文化などの地域資源を活かした体験型観光やスポーツ合宿の受け入れ、高校生の離島留学制度などにより国内外からの交流人口の拡大を図っている。

## 主な離島の観光客数（延べ数）の推移

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
対馬市	1,162,387	906,379	1,023,271	731,293	257,936	227,498
壱岐市	543,910	396,855	384,809	390,568	234,521	226,105
五島市	392,502	370,447	409,539	454,755	250,873	260,102
小値賀町	48,269	43,780	39,230	45,456	24,848	28,428
新上五島町	261,522	205,888	214,358	220,385	126,666	115,354
離島計	2,408,590	1,923,349	2,071,207	1,842,457	894,844	857,487
県全体	32,226,796	35,120,787	35,502,250	34,711,335	19,007,812	19,198,326

長崎県観光統計

離島計は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の合計

H29 分から統計手法の見直しを行っているため単純比較できない。

## (4) 商業

人口減少に伴う消費の減少に加え、インターネット等による通信販売の拡大、物産直売所の増加など消費構造が変化し、地域における商業を取り巻く環境はますます厳しくなっている。特に商店街では、郊外型大規模店舗の出店等により、空き店舗が増

加し、住民と密着し、地域コミュニティの一翼を担ってきた既存商店街の衰退が懸念されている。

### 商業の概況

(単位：店、百万円)

	平成 24 年			平成 28 年		
	商店数	年間商品販売額	1 商店当たり販売額	商店数	年間商品販売額	1 商店当たり販売額
離島	1,991	138,209	69.42	1,900	161,656	85.08
本土	12,393	2,530,512	204.19	12,837	2,825,293	220.09
県計	14,384	2,668,721	185.53	14,737	2,986,949	202.68

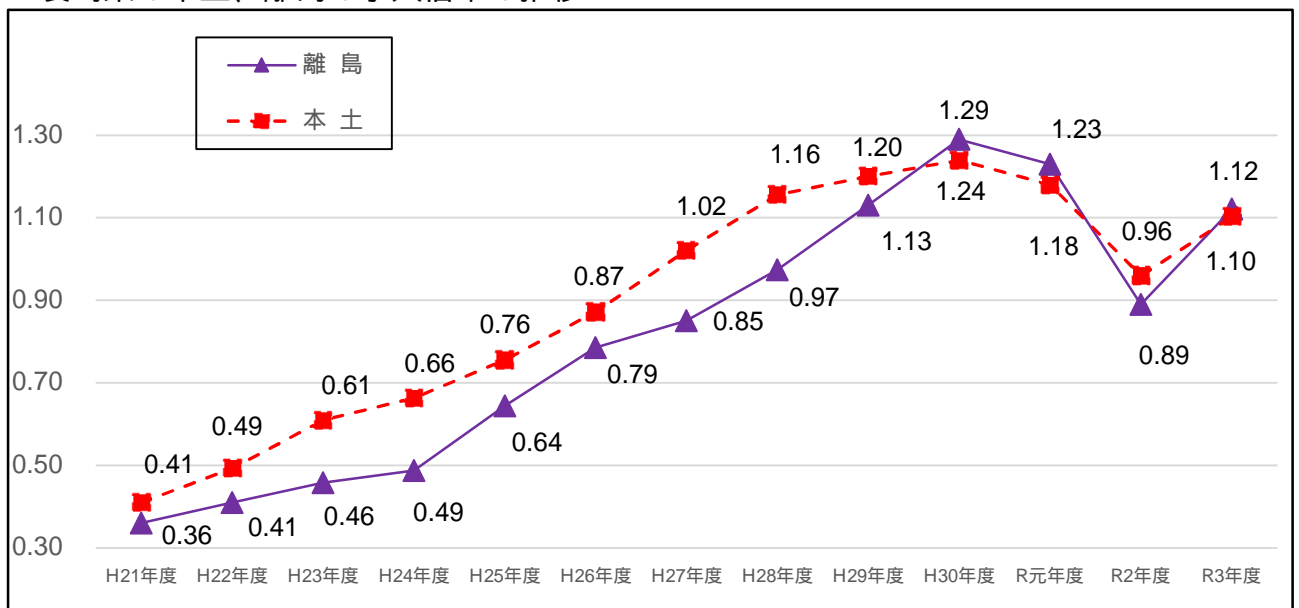
経済産業省「経済センサス」

離島は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町の合計

### (5) 雇用

長崎県の有効求人倍率は、離島地区は本土地区と比べて低い状態が続いていたが、近年、その差はなくなっている。また全体として上昇傾向にあるものの、雇用の場の不足による若年層を中心とした人口流出が続いている。

#### 長崎県の本土、離島の求人倍率の推移



長崎労働局「職業安定業務月報」をもとに県にて算出

離島は五島安定所、対馬安定所、壱岐安定所の数値より算出。本土は長崎県 - 離島の有効求職者数、有効求人数より算出

## 4 生活環境

### (1) 環境

地理的・地形的な要因、少子高齢化、人口減少による財政面等から離島の汚水処理人口普及率は44.3%と県全体の83.2%を大きく下回っている。下水道等汚水処理施設の整備の遅れは、住民生活や観光交流による離島振興の妨げとなっている。



汚水処理人口普及状況（令和4年3月現在）（単位：％）

		離島	長崎県
汚水処理人口普及状況		44.3	83.2
内訳	公共下水道	4.3	64.0
	農業集落排水	0.6	2.9
	漁業集落排水	2.5	0.6
	浄化槽	36.7	15.2
	コミュニティ・プラント	0.2	0.4

県水環境対策課調べ

令和4年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計

また、地理的特性から、本県は毎年多くのごみが漂着し、海岸の良好な景観、自然環境、水産資源、観光等に悪影響を及ぼし、深刻な問題となっている。

特に離島においては、外国由来のごみ、廃ポリタンク等が大量に漂着しており、地元市町や海岸管理者、地元住民やボランティア団体が協力し、回収処理や発生抑制対策に努めている。県・市町による離島における漂流・漂着ごみの回収・処理については、平成24年度～令和3年度の間に事業費48億8,400万円により実施した。

海岸漂着物の回収処理状況（平成24～令和3年度）

年度	離島				県全体		
	事業費 (千円)	補助金 (千円)	回収実績 (t)	県全体に占める割合(%)	事業費 (千円)	補助金 (千円)	回収実績 (t)
平成24年度	29,132	16,435	234	47	87,388	53,998	495
平成25年度	613,010	612,988	2,317	86	706,180	705,990	2,689
平成26年度	791,720	791,619	2,050	85	916,208	915,476	2,420
平成27年度	468,032	444,630	1,884	88	506,939	480,219	2,132
平成28年度	464,474	439,180	1,335	68	515,077	485,017	1,968
平成29年度	480,534	432,437	1,497	81	513,621	454,191	1,841
平成30年度	489,372	434,713	1,381	78	525,921	463,086	1,762
令和元年度	500,659	450,186	1,642	78	549,063	489,488	2,116
令和2年度	521,100	468,954	1,701	71	567,051	505,568	2,407
令和3年度	526,075	473,030	1,817	80	570,729	508,586	2,281
合計	4,884,108	4,564,172	15,858	79	5,458,177	5,061,619	20,111

県資源循環推進課調べ

令和4年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計

平成24年度は地域グリーンニューデイル基金により実施

平成25～26年度は海ごみ基金により実施

平成 27 年度から地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）により実施

## （２）ガソリン等価格

離島においては、公共交通機関のダイヤ及び所要時間等を考えた場合、通勤通学などの移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない現状である。自家用車において使用するガソリンについては、平成 23 年 5 月から、「離島のガソリン流通コスト対策事業」により、離島地域におけるガソリン価格の値下げ支援が行われているが、令和 3 年度の離島のレギュラーガソリンの平均価格は、本土に比べ 8 円高い状況である。依然として価格差解消には至っておらず、住民生活や産業活動等において大きな負担となっている。

### ガソリン等の価格

（単位：円）

品目		平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年	令和元年	令和 3 年
ガソリン (1 あたり)	離島	183.2	166.3	162.2	171.2	177.3
	本土	163.3	135.9	142.4	155.6	169.3
	離島-本土	19.8	30.3	19.8	15.6	8.0
軽油 (1 あたり)	離島	169.3	151.3	144.6	154.2	161.1
	本土	145.6	119.4	124.3	136.9	150.1
	離島-本土	23.8	31.8	20.3	17.3	11.0
灯油 (18 あたり)	離島	2,202.0	1,870.2	1,760.3	1,970.6	2,083.6
	本土	1,846.0	1,483.7	1,504.6	1,708.8	1,851.8
	離島-本土	356.0	386.5	255.7	261.8	231.8

県民生活環境課調べ

## 5 医療・福祉

### （１）医療

本県の医師数は 10 万人当たり 319.1 人で全国平均 256.6 人を上回っているが、離島部医療圏（対馬、壱岐、五島、上五島）では 205.3 人と地域偏在が顕著であり、また、無医地区が 3 地区あるなど、離島における医師等医療従事者の確保が課題となっている。このような中、長崎県病院企業団は、離島地域において 6 病院 3 附属診療所を運営し、本県離島の中核を担っており、医療提供体制の整備と病院勤務医師の不足解消の観点から、再編・ネットワーク化を推進している。

医療従事者・施設状況

(単位：人、箇所、床、地区)

地域	医療従事者		医療施設		病床数	無医地区	準無医地区
	医師	歯科医師	病院	一般診療所			
対馬島	55	17	2	35	341		
壱岐島	48	12	5	17	483	1	1
平戸諸島	5	0	0	10	34	2	4
五島列島	118	27	5	62	792		11
蠣浦大島	2	0	0	2	0		
松島	1	0	0	2	0		
高島	2	0	0	1	0		
離島計	231	56	12	129	1,650	3	16
県本土	3,956	1,147	135	1,204	26,589		
県全体	4,187	1,203	147	1,333	28,239	3	16

離島は令和4年4月1日現在の離島振興法指定地域について集計

医療従事者は厚生労働省調査「医師・歯科医師・薬剤師統計(令和2年12月31日現在)」

および「へき地医療現況調査(令和4年4月1日現在)」より算出

医療施設、病床数は県医療政策課調べ(令和4年10月31日現在)

無医地区、準無医地区は厚生労働省調査「無医地区等調査(R1.10.31現在)」

10万人当たり医師・歯科医師数

(単位：率=10万人対、%)

	平成22年		令和2年			
	医師	歯科医師	医師	伸び率	歯科医師	伸び率
離島部医療圏	165.5	48.7	205.3	24.0	51.9	6.6
本土部医療圏	296.6	88.8	329.2	11.0	95.2	7.2
長崎県	284.7	85.2	319.1	12.1	91.7	7.6
全国	230.4	79.3	256.6	11.4	85.2	7.4

医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省2年に1度調査:12月31日現在)

離島部医療圏は、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町

(2) 高齢者福祉・介護

本県は、全国より高齢化率が高く、特に離島地域においては、本土と比べ、高齢化の進行が顕著なものとなっている。離島地域の高齢化は、今後も本土地区を上回るスピードで進むことが予想されることから、離島の高齢者対策は、福祉対策だけでなく地域の活性化対策としてとらえ、安心して暮らせる島づくりに取り組んでいく必要がある。

また、介護サービス基盤については、大規模離島においては、施設サービスを中心に比較的充実しているが、医療系の介護サービス基盤は本土地区に比べ不足しており、人口が少ない小離島については、人口規模や地域的特性から市場原理が働きにくく、介護サービス提供事業者の参入が難しいため、要介護者・要支援者に対する介護サービスの提供体制が整っていない状況にある。

高齢化率（65歳以上の人口割合）

（単位：％、ポイント）

	平成 22 年	平成 27 年	H27-H22 増減	令和 2 年	R2-H27 増減	R2-H22 増減
離島	32.8	36.6	3.8	40.7	4.1	7.9
本土	25.1	28.7	3.5	32.0	3.4	6.9
長崎県	25.9	29.4	3.5	32.8	3.4	6.9
全国	22.8	26.3	3.5	28.0	1.7	5.2

離島統計年報、国勢調査

令和 4 年 4 月 1 日現在の離島振興対策実施地域について集計

65 歳以上人口を合計人口（年齢不詳を含む）で除した割合

離島の類型区分別高齢化率 65 歳以上の人口割合）（令和 2 年）

（単位：％）

類型区分	外海本土近接型	群島型主島	群島型属島	孤立型小型離島
高齢化率	46.4	39.9	54.0	59.1

離島統計年報

令和 4 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定地域について集計。

類型区分は上記のほか、内海本土近接型離島及び孤立型大型離島がある（本県は該当なし）。

## 6 教育

少子化の影響により児童・生徒数が減少し、小規模校が多くなっているため、児童・生徒数の推移や入学動向、交通事情や地域の実情等、各学校の実態に即して学校規模の適正化などを行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図っていく。また、地域の特色を生かした教育活動を展開し、教育活動の一層の活性化を図るため、本県離島の宇久地区、奈留地区及び小値賀地区においては、平成 13 年度から県立学校と市町立中学校が行ってきた「連携型中高一貫教育」に、さらに「小中一貫教育」を組み合わせることで、小学校から高校までの 12 年間の一貫した教育を行う「小中高一貫教育」を平成 20 年度から実施している。

また、「しま」のもつ教育資源を活用した「離島留学制度」を平成 15 年度に創設し、当初、五島高校、壱岐高校及び対馬高校の 3 校で開始し、平成 30 年度からは五島南高校、奈留高校を追加して、計 5 校の県立高校で実施している。さらに、平成 24 年度からは「公立高等学校等離島高校生修学支援費補助金」を創設し、高等学校未設置離島の高校生の島外通学や島外居住に対する修学支援を実施している。

障害のある子どもの教育についても、五島地区、上五島地区、壱岐地区、対馬地区に特別支援学校の分校を設置するなど、特別支援教育の充実を図っている。

離島における公立小学校・中学校・高校の児童・生徒数の推移

(単位：人、%)

	平成 14 年 (A)	平成 24 年 (B)	令和 4 年 (C)	対 20 年前 (R4-H14)		対 10 年前 (R4-H24)	
				(C)-(A)	(C)/(A)	(C)-(B)	(C)/(B)
対馬島	5,255	3,575	2,582	2,673	49.1	993	72.2
壱岐島	4,646	3,392	2,714	1,932	58.4	678	80.0
五島列島	10,680	6,398	4,333	6,347	40.6	2,065	67.7
離島計	20,581	13,365	9,629	10,952	46.8	3,736	72.0
本土計	165,402	134,287	113,591	51,811	68.7	20,696	84.6
長崎県計	185,983	147,652	123,220	62,763	66.3	24,432	83.5

学校一覧

離島計は、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町の合計

## 第2節 離島振興法の制定と改正のこれまでの経過

### 1 離島振興法の可決・成立

昭和28年7月15日、第16回特別国会において可決・成立。同7月22日付法第72号により公布施行。適用期間を昭和38年3月31日までとする時限立法。

後進性を有する離島に対し、総合的な国家施策として経済力の培養と島民生活の安定を図るため、補助率の増加、融資の施策等を行うことを主な目的とする。

### 2 離島振興法の延長（第1次）

昭和37年法律第6号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和48年3月31日までの10年間延長する。

### 3 離島振興法の延長（第2次）

昭和47年法律第46号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和58年3月31日までの10年間延長する。

主な改正内容は以下の2点

- (1) 離島の医療確保について国及び県の責任を明示
- (2) 補助率の嵩上げを対象とする事業の追加

### 4 離島振興法の延長（第3次）

昭和57年法律第42号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を昭和68年（平成5年）3月31日までの10年間延長する。

### 5 離島振興法の延長（第4次）

平成4年法律第32号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成15年3月31日までの10年間延長する。

主な改正内容は以下の3点

- (1) 法の目的に離島の国民的役割を明示
- (2) 通信体系、教育の充実、交通確保の特段の配慮
- (3) 税制上の優遇並びに地方税の課税免除等に伴う交付税措置の規定を創設

### 6 離島振興法の延長（第5次）

平成14年法律第90号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成25年3月31日までの10年間延長する。

主な改正内容は以下の4点

- (1) 法の目的に、領域、排他的経済水域等の保全に係る離島の役割を明示
- (2) 地域の創意工夫を生かし、離島の自立的発展を促進するため、県は離島市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定めること
- (3) 医療の確保等、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定の整備
- (4) 離島振興計画に基づく事業に対する国の補助を政令で定めること

### 7 離島振興法の延長（第6次）

平成24年法律第40号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を平成35年（令和5年）3月31日までの10年間延長する。

主な改正点は以下の7点

- (1) 法の目的に、居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明示
- (2) 離島振興施策が「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られること」を旨とする基本理念と国の責務規定の新設
- (3) 厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣を主務大臣に追加。
- (4) 振興計画に住民意見を反映させる措置を講ずる旨を規定
- (5) 「離島活性化交付金等事業計画」の作成及びこれに基づく事業に対し、それぞれの事業ごとに交付金又は補助金の交付を行うことができる旨を規定
- (6) 就業、介護、自然環境、エネルギー、人材に関する項目の新設、人、物の移動費用の低廉化、妊婦通院・出産支援、就学支援、防災・地震対策の明記
- (7) 離島特別区域制度の整備

## 8 離島振興法の延長（第7次）

令和4年法律第92号として、「離島振興法の一部を改正する法律」が公布。適用期間を令和15年3月31日までの10年間延長する。

主な改正点は以下の4点

- (1) 法の目的として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用や関係人口のような離島と継続的な関係を有する島外の人材の活用を明記
- (2) 都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設
- (3) 離島振興基本方針等において、本土と離島の交通を確保するために整備すべき交通施設に、橋梁等が含まれることを明記
- (4) 医療、介護・福祉、交通・通信、産業振興、就業促進、生活環境整備、教育、エネルギーの分野について配慮規定を充実、並びに日常生活に必要な環境の維持が図れるよう、小規模離島への配慮を新設

### 第3節 これまでの離島振興事業の実績

離島の本土より隔絶する特殊事情よりくる後進性を除去するため、昭和28年に離島振興法が制定され、これに基づく事業が強力、かつ、着実に実施され、法制以来、令和3年度までに、公共事業費として2兆5,639億円（うち国費1兆6,044億円）が投資された。

この結果、離島の社会資本は格段に整備され、その経済的な効果は雇用創出の面でも大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、依然として、産業振興及び下水道をはじめとする生活環境の整備等は本土地域に比較して低位にあり、引き続き、社会資本整備を進める必要がある。

また、長崎県においては、平成10年度をピークに離島振興事業（公共事業）が減少しており、雇用機会の不足から若年層の島外流出をはじめとする人口減少の一因となっている。

昭和 28 年度～令和 3 年度 離島振興事業（地域別、事業別の累積投資額）

（単位：百万円：％）

		国土保全 施 設	交通施設 整 備	産業基盤 整 備	生活環境 整 備	合 計
対馬島	事業費	125,503	310,608	343,950	51,577	831,637
	国 費	61,174	202,330	228,679	23,942	516,124
壱岐島	事業費	34,867	116,905	148,581	39,699	340,052
	国 費	16,771	82,721	93,994	17,731	211,216
平戸諸島	事業費	30,680	65,504	235,431	25,959	357,575
	国 費	15,695	42,619	160,423	11,780	230,517
五島列島	事業費	110,982	325,606	380,396	71,640	888,624
	国 費	55,328	214,009	255,154	30,480	554,972
西彼諸島	事業費	21,376	73,186	38,392	13,033	145,987
	国 費	10,320	47,415	27,802	6,000	91,536
計	事業費	323,408	891,808	1,146,750	201,909	2,563,876
	国 費	159,286	589,095	766,052	89,933	1,604,366
割合(%)	事業費	12.6	34.8	44.7	7.9	100.0
	国 費	9.9	36.7	47.7	5.6	100.0

県地域づくり推進課調べ

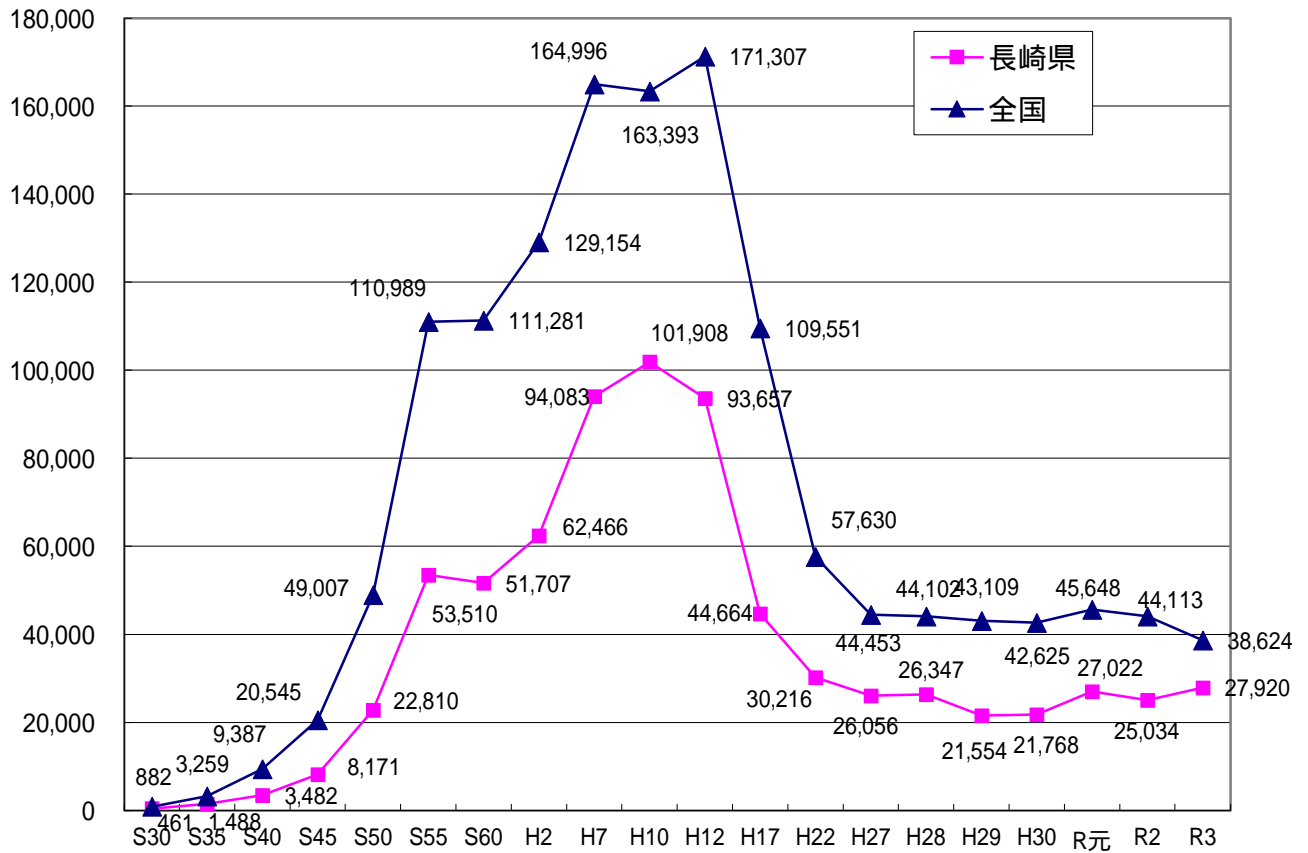
各地域のうち指定が解除された離島については、解除前までは参入し、解除後は参入していない。西彼諸島とは、蠣浦大島（うち寺島、大島、崎戸島、蠣浦島については平成 13 年指定解除）松島地域、香焼島地域（昭和 45 年全域指定解除）、伊王島地域（平成 24 年全域指定解除）、高島地域、樺島地域（昭和 63 年全域指定解除）を指す。

それぞれ百万円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。



# 離島振興事業費の推移


















(百万円)



長崎県：実績費（事業費ベース） 全国離島：当初予算額（国費ベース）  
 平成 23・24 年度は地域自主戦略交付金を含む。

## 第4節 計画に掲げる施策とSDGsの関係

本計画に掲げる施策と、SDGsの17ゴールとの関係を、下表のとおり整理しました。本計画の各施策を着実に進めていくことにより、SDGsの推進につながるものと考えます。

SDGsの17の目標 計画に掲げる施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	 貧困をなくそう	 飢餓をゼロに	 すべての人に健康と福祉を	 質の高い教育をみんなに	 ジェンダー平等を実現しよう	 安全な水とトイレを世界中に	 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 働きがいも経済成長も	 産業と技術革新の基盤をつくろう	 人や国の不平等をなくそう	 住み続けられるまちづくりを	 つるまじく責任をこらう	 気候変動に具体的な対策を	 海の豊かさを守ろう	 陸の豊かさを守ろう	 平和と公正をすべての人に	 パートナリシップで目標を達成しよう	
第1節 総合的な交通体系の整備											○							
第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化								○	○		○							
第3節 デジタル化DX推進による条件不利の克服及び安全・安心な生活に必要なデジタルインフラの確保				○				○	○		○							
第4節 産業の振興		○					○	○	○		○	○	○	○	○		○	
第5節 就業の促進		○		○	○			○	○	○				○	○			
第6節 生活環境の整備				○		○		○	○		○	○	○					
第7節 医療の確保等				○						○	○							
第8節 介護サービスの確保等				○						○	○							
第9節 高齢者、障害者、児童の福祉の充実	○	○	○	○	○			○		○	○						○	○
第10節 教育及び文化の振興				○				○		○	○							
第11節 観光の振興				○				○		○	○	○						○
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進				○				○									○	○
第13節 自然環境の保全及び再生											○	○	○	○	○			○
第14節 エネルギー対策の推進							○	○	○		○	○		○	○			○
第15節 防災対策の推進											○		○					
第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成								○			○	○						○
第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項			○		○			○			○				○			○